

令和4年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県民生活環境部(流域下水道事業会計)

令和5年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活環境部	水環境対策課 (県央振興局)	R5.3.31	大村湾南部浄化センター下水汚泥(脱水ケーキ)処分業務委託	単価12,900/t	大村市西部町1198-2 共和化工(株)長崎事業所 事業所長 中島杉夫	大村湾南部浄化センターでは、汚水処理の過程で発生する下水汚泥を処分するため、毎年度、収集運搬・処分業務委託を一般競争入札により単価契約を行っている。 今年度も、例年と同じく委託期間R5.4.1からR6.3.31までの間と毎日汚泥処分を行う業務を発注し、3.14に開札を行ったが、応札者がおらず不調となった。 本浄化センターの下水汚泥は毎日7t程度発生しており、保管場所がないため毎日搬出し処分しなければならず、処分が滞ると下水処理施設の運転が停止することとなり、県民生活や企業の経済活動に甚大な被害を与えるため、4月1日からも継続して処分が行えるよう、緊急で対応可能な業者と契約するものである。 なお、県内の下水汚泥を処分できる業者で4月1日から確実に受入可能である共和化工株式会社と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号
2	県民生活環境部	水環境対策課 (県央振興局)	R5.3.31	大村湾南部浄化センター下水汚泥(脱水ケーキ)収集運搬業務委託	単価7,000/t	大村市富の原一丁目1512-1 (有)岩藤清掃 代表取締役 岩藤 守	大村湾南部浄化センターでは、汚水処理の過程で発生する下水汚泥を処分するため、毎年度、収集運搬・処分業務委託を一般競争入札により単価契約を行っている。 今年度も、例年と同じく委託期間R5.4.1からR6.3.31までの間と毎日汚泥処分を行う業務を発注し、3.14に開札を行ったが、応札者がおらず不調となった。 本浄化センターの下水汚泥は毎日7t程度発生しており、保管場所がないため毎日搬出し処分しなければならず、処分が滞ると下水処理施設の運転が停止することとなり、県民生活や企業の経済活動に甚大な被害を与えるため、4月1日からも継続して処分が行えるよう、緊急で対応可能な業者と契約するものである。 なお、諫早市・大村市の下水汚泥の収集運搬の実績がある業者で4月1日から確実に収集・運搬が可能である(有)岩藤清掃と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号
3								
4								